



監査告示第6号

地方自治法第199条第9項の規定により、令和3年2月24日に実施した
定期監査結果を別紙のとおり公表する。

令和3年3月25日

宇佐市監査委員 佐藤 博美

宇佐市監査委員 井本 裕明

令和2年度第8回定期監査結果報告

1. 監査の対象、期日

耕地課 令和3年2月24日

2. 監査の場所

34会議室

3. 監査の範囲

令和2年4月1日から令和2年12月31日までの令和2年度事務事業に関する執行状況を主体とし、関連のある重要な事項については遡及しました。

4. 監査の方法

財務に関する事務の執行が適正かつ効率的に行われているか、経営に係る事業の管理が合理的に行われているか、また、前回監査の指摘要望事項が改善されているか等に着眼し、担当課から監査資料により説明を聴取するとともに、財務事務並びに個別の事務事業について、関係書類の調査及び関係職員の説明を聴取し監査を実施しました。

5. 監査の結果

監査の結果において後述する事項については、早急に是正するよう検討され、その具体的結果を令和3年4月16日（金）までに文書により報告してください。

監査結果を参考として措置を講じられたときは、その旨を報告しなければならないものであり、その内容は公表することとされているので、事務処理に遺漏のないよう対処してください。

なお、本報告書に記載するに至らない軽微な事項については、監査を進めるなかでその都度、担当課に指摘し改善を求めました。今後も引き続き適正な事務処理に努めてください。

【指摘事項】

・契約事務について

基本的な契約事務処理に適正を欠くものが以下のとおり確認されました。

令和元年度に債務負担行為を設定し議決された予算による契約については、債務負担行為の議決された年度内に契約締結しなければ、会計年度独立の原則からいって、年度終了により予算の効力は失効します。年度内の令和2年3月31日までに契約締結すべき契約であったにもかかわらず、締結日が令和2年4月1日となっているものが確認されました。

契約に関する法令、例規、庁内マニュアル等を遵守し、適正な契約事務を執行してください。

【注意事項】

- ・ 幹線排水路維持管理業務委託について

当該業務委託において維持管理のための草刈が実施されていましたが、そのうち集草及び積込運搬が実施されていない箇所が完了写真から確認されました。委託料には集草及び積込運搬費についても積算されていますので、契約通りに履行しているか完了検査を厳正に行うとともに委託先を指導してください。

【要望事項】

- ・ 土地改良区等運営費等補助金について

当該補助金の交付要綱第9条において「3年ごとに、補助金交付の可否について見直しを行うものとする。」と規定されています。補助金交付の可否はもちろんのこと、毎年度の補助金額についても、単に同額を交付するのではなく、その運用状況や実施効果等を調査・検証し、真に必要な補助金額で交付決定されるようお願いいたします。

令和2年度第8回定期監査結果報告

1. 監査の対象、期日

観光・ブランド課 令和3年2月24日

2. 監査の場所

34会議室

3. 監査の範囲

令和2年4月1日から令和2年12月31日までの令和2年度事務事業に関する執行状況を主体とし、関連のある重要な事項については遡及しました。

4. 監査の方法

財務に関する事務の執行が適正かつ効率的に行われているか、経営に係る事業の管理が合理的に行われているか、また、前回監査の指摘要望事項が改善されているか等に着眼し、担当課から監査資料により説明を聴取するとともに、財務事務並びに個別の事務事業について、関係書類の調査及び関係職員の説明を聴取し監査を実施しました。

5. 監査の結果

監査の結果において後述する事項については、早急に是正するよう検討され、その具体的結果を令和3年4月16日（金）までに文書により報告してください。

監査結果を参考として措置を講じられたときは、その旨を報告しなければならないものであり、その内容は公表することとされているので、事務処理に遺漏のないよう対処してください。

なお、本報告書に記載するに至らない軽微な事項については、監査を進めるなかでその都度、担当課に指摘し改善を求めました。今後も引き続き適正な事務処理に努めてください。

【指摘事項】

- ・宇佐ブランドシール売上金について

当該売上金は現金で収受され、金庫にて保管とのことで、その売上金の収納事務については、1年分を一括して処理されていました。宇佐市会計事務規則第16条第2項において、現金等を収納したときは、速やかに指定金融機関等に払い込まなければならないと規定されています。今後は規則に基づき、1年分一括ではなく、適時、事務処理を執行してください。

【注意事項】

- ・該当なし

【要望事項】

・補助金について

貴課では多くの補助金制度を実施していますが、その中には、交付要綱において3年以内ごとに要綱の見直しを規定しているものがあります。それらを含め、所管全ての補助金制度について、定期的に運用状況や実施効果等を調査・検証し、必要な見直しを行うようお願いいたします。

令和2年度第8回定期監査結果報告

1. 監査の対象、期日

まちづくり推進課 令和3年2月24日

2. 監査の場所

34会議室

3. 監査の範囲

令和2年4月1日から令和2年12月31日までの令和2年度事務事業に関する執行状況を主体とし、関連のある重要な事項については遡及しました。

4. 監査の方法

財務に関する事務の執行が適正かつ効率的に行われているか、経営に係る事業の管理が合理的に行われているか、また、前回監査の指摘要望事項が改善されているか等に着眼し、担当課から監査資料により説明を聴取するとともに、財務事務並びに個別の事務事業について、関係書類の調査及び関係職員の説明を聴取し監査を実施しました。

5. 監査の結果

監査の結果において後述する事項については、早急に是正するよう検討され、その具体的結果を令和3年4月16日（金）までに文書により報告してください。

監査結果を参考として措置を講じられたときは、その旨を報告しなければならないものであり、その内容は公表することとされているので、事務処理に遺漏のないよう対処してください。

なお、本報告書に記載するに至らない軽微な事項については、監査を進めるなかでその都度、担当課に指摘し改善を求めました。今後も引き続き適正な事務処理に努めてください。

【指摘事項】

- ・該当なし

【注意事項】

- ・宇佐市結婚新生活応援事業補助金について

当該補助金の交付要綱第3条第1項において補助対象となる世帯が規定されており、その第3号で「婚姻日前年において夫婦の合計所得が340万円未満であること。」となっていましたが、申請時の添付書類である所得証明書について、婚姻日前年（令和元年）ではなく前々年（平成30年）のものがありませんでした。要因は、

申請の時期によって所得証明書が直近であっても前々年分しか発行されないためと思われます。

また一方、国からの通知の中で「申請の時点で発行されている直近の所得証明書により確認されたい。なお、前年度分の所得証明書と当年度分の所得証明書のいずれで確認するかは、地方自治体において個別に決定されたい。」と示されています。

いずれにしても、交付要綱に基づき事務を執行するためにも、事務に支障が生じないよう交付要綱を見直してください。

【要望事項】

・ 補助金及び交付金について

貴課では多くの補助金及び交付金制度を実施していますが、その中には、交付要綱において3年度ごとに交付状況の検討を規定しているものがあります。それらを含め、所管全ての補助金及び交付金制度について、定期的に運用状況や実施効果等を調査・検証し、必要な見直しを行うようお願いします。